

○地方分権推進・財政確立労使協議会設置要綱

平成 20 年 2 月 1 日 施行

改正 平成 24 年 4 月 1 日

改正 平成 25 年 8 月 26 日

(設置)

第 1 条 地方分権の推進と社会経済状況の変化に対応し、より質の高い行政サービスの提供に資することを目的として、使用者と労働者という立場を超えて労使で意見交換を行うため、地方分権推進・財政確立労使協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 協議会に会長を置き、総合経営部長をもって充てる。

(会議)

第 3 条 会長は、会議を招集し、会務を総括する。

2 会長は、必要に応じて委員以外の職員を協議会に出席させることができる。

3 協議会の進行は総務部長が行う。

(分科会)

第 4 条 協議会には、分科会を置くことができる。

2 分科会は、協議会において検討が必要となった事項の調査検討及び連絡調整等を行う。

3 分科会は、検討内容に応じて会長が指名する職員をもって構成する。

4 分科会には、リーダーを置く。

5 リーダーは、分科会を招集する。

6 リーダーは、分科会の調査検討等の結果を会長に報告する。

(事務局)

第 5 条 協議会の事務局は、総務部労務課に置く。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 26 日から施行する。

別 表

両副市長

都市戦略部長

総合経営部長
行財政改革部長
総務部長
財務部長
総務部職員課長
総務部労務課長
職員団体の役員